

給与支払報告
 にかかると特別徴収
 にかかると特別徴収
 にかかると特別徴収
 にかかると特別徴収

原簿 { 特 通知書
 普 〇
 〇 課税票 〇 調定 〇

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
	通知年月日 年 月 日	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日 標茶 町長 殿	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号				特別徴収義務者指定番号	受給者番号				
	フリガナ	名称					連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	氏名			
		個人番号又は法人番号								電話 () (内線)		
		代表者の職氏名印					異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降の退職時までの給与支払い額		退職手当等の支払い予定額	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長死 5. 会社解散 6. 住所誤報 7. その他 ()				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。		社会保険料控除額 円 勤続年数 年
宛名番号	(旧姓)		円	月分から 月分まで	円							
個人番号	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)			円	円							
旧住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)											
新住所	(納税者が死亡退職した場合に記入願います。)											
相続人氏名	続柄											

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	※ご注意 1 「宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。 2 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。 3 6月1日から12月31日までに退職した場合においても、できる限り一括徴収で納入されますようお願いいたします。 4 納税者が死亡退職した場合には、「相続人の氏名・続柄」に記入してください。 5 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)	印	支払予定日	円	円	
2. 異動が令和4年1月1日以降で特別徴収の希望がないため					
一括徴収できない理由	(○を付してください)				
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため	一括徴収した税額は 月分で納入します。				
2. その他 理由()					

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	
月分から徴収し 納入することで連絡済。	フリガナ 名称 代表者の職氏名			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 電話 () - 番	
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称			経理責任者名 氏